岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会 第 5 回 委 員 会 議 事 録

日時:平成19年3月1日(木)

 $1 \ 3 : 3 \ 0 \sim 1 \ 6 : 0 \ 0$

会場:岐阜県シンクタンク庁舎5階 大会議室

事務局

定刻となりましたので、只今より「第5回岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」を開催いたします。本日の進行役を務めさせていただきます環境生活部廃棄物対策課の佐伯でございます。よろしくお願いいたします。それでは、本日ご出席の委員のご紹介をさせていただきます。本日ご出席の委員のご紹介は、お配りしております出席名簿をもって代えさせていただきます。田辺委員が少し遅れておみえになるとの連絡が入っております。谷口委員がご欠席でございます。続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

<配付資料確認>

なお、本日の会議は公開としております。傍聴希望者が14名ございまして、会場の収容を十分満足していますので、予め委員長の了解のもと入場していただきましたことをご報告いたします。

<注意事項説明(携帯電話の使用禁止、私語の禁止)>

本日の委員会は午後4時の終了予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、委員長、よろしくお願いいたします。

委員長

はい。今回、第5回目の委員会ということでございますが、この5回目は ですね、昨年の8月が1回目、最初で、会議が5回。それから現地視察が1 回。それにワーキンググループという部会を委員会の前にやっていただいて いる。そのような委員会、部会を重ねて参りました。今回は年度末というこ ともありまして、一応これまでのこういった委員会の中間報告というような 形でとりまとめたいということが一つの大きな議題でございます。それから 前回4回目に、これから公共関与という形で規制型、給付型、支援型、大き く3つに分けて検討していこうという中で、規制型の中で時間が足らなくて 次回にまわしたいということでお話申し上げました。今回議題に入っており ます。ただ今回は、先ほど申しましたように、報告というような形のまとめ をしなくてはいけないので、これに時間をまず割きたいと思います。それで 残った時間を継続審議として、ということで御了解をいただきたい。なお、 この中間報告については、表紙から一枚ずつ項目毎に、皆さんの了解を得な がら審議し、最終的には報告書というような形をとりたいので、少々時間を かけてやっていきたいと思います。それだけにですね、ひょっとしたら継続 の事案は時間が足らないと中途半端になるので、その進行の内容によっては、 改めて次の委員会でそれを取り上げて、きっちりとまた継続していきたいと 考えておりますのでひとつ協力をよろしくお願いいたします。それでは早速 ですが次第に沿って進めさせていただきたいと思います。次第の2、「第4 回委員会議事録について」事務局から報告をお願いします。

事務局

<報告関連資料集 資料1の説明>

委員長

3ページ、17ページのどの部分が変わっていますか。

事務局

部分的な文言の訂正でございますので、3ページのところは一応変えていただければよろしいかと思うんですが。

委員長

文言の修正ですか。

事務局

文言の修正だけです。

委員長

何にも変わってない、内容は。

事務局

はい。

委員長

17ページはどうですか。

事務局

17ページも同様でございます。文言の修正だけです。

委員長

ありがとうございました。それでは引き続きまして、「第4回ワーキンググループの開催結果について」ワーキンググループのリーダーである守富副委員長から報告いただきます。

副委員長

<報告関係資料集 資料2の説明>

ワーキングはこれで最後になりますので、最後に1つだけ付け加えさせて いただきたいのは、皆様の意見をこれまで伺ってきて、やはりワーキンググ ループだけの中でこれだけのデータベースを全部まとめていくのはとても無 理がありますので、是非来年度、4月以降につきましては、ワーキンググル ープ、もちろん全体は見ますけれども、具体的な数値に関しては、具体的な 業界の方に参加していただいた下部組織というのか、ワーキンググループと いうのか、部会というのかわかりませんが、いずれにしてもそうしたものを 作っていただいて、住民サイドは住民サイドのワーキンググループ、あるい は排出業者、どういう聞き方がいいかは議論があると思いますが、いずれに しても今のようなワーキングだけではとても無理がありますし、前回建設業 協会からもお話がありました数値、県がとりまとめたのはある意味では優良 企業が県に報告している数値ですし、あるいは国土交通省が出している数値 に基づいてものの流れをみていますので、実態の数量と合わないことがあり ます。そうした具体的な数値は業界の方が入ったワーキンググループを作っ ていただいて、そこから数値を拾い上げるということで行っていってはいか がかと思っております。ワーキングの皆様もほぼそんな意見かと思います。 場合によってはワーキングを解散していただきたいということですが、それ は続けるとして、是非もう少し詳細なデータが出るようなワーキングに組み 替えていって欲しいということを最後に申し上げて、ワーキングの報告とさ せていただきます。

委員長

ありがとうございました。今、副委員長から提案があって、提案といいますか報告がございましたように、今回は、議題の検討内容を整理していただきました。そしてこれまでの廃棄物に関する処理、そしてその対応についての流れ、それを分かりやすく整理していただきました。事務局の方も大変だったと思いますが、大変わかりやすく、理解しやすくなったということでい資料だと思います。一つお伺いしますが、副委員長、検討結果のこの一番のですね「委員会の役割と今後の位置づけについて」の中の、ここの後段の「今後、委員会を継続していくにあたり、当初、県から投げかけられた役割と委員会の方向性にずれが生じているので、委員会の中間報告を期に、互いの了解が必要である」。この「委員会の方向性にずれが生じている」と書いていますが…。

副委員長

これはですね、前回も、じゃあこの委員会はいったい何だったのかという議論が後半にあったかと思いますが、いずれにしても当初この検討委員会の名前であります岐阜県産業廃棄物処理施設『整備』検討委員会ということで最初立ちあがって、先般少し議論のあったこれは整備するために委員会なのか、それとも整備を見直すための委員会なのかというその辺のところが当と少しずつずれてきていると感覚があるんじゃないかなというふうに思います。最初からありきでスタートしたわけではありませんし、ただ認識のずれがたぶんあったんだろうなというふうに思っております。そういう意味で、3行前の「一から検討していく」ということで、そこは皆さんご了解をいただけたと思いますので、そういった意味ではずれがあったのを一から検討していくという、そう意味です。

委員長

了解いたしました。私はこの委員会のまとめ役というか、進行役をやっていく上でですね、やはり何というか、何故そういう施設が、どのくらい必要

なのかということを検討するためには、まず最初から作るという考え方ではなくて、今までのやってきたやり方で何故上手くいかなくて、またこれを立ち上げなければいけなかったの辺をしっかり踏まえないと進まあいただろうなと。そういった意味では、この委員会は4回開催されて、どういった意味では、このの事者として、というなどののか、というとととないのからととしているのか、またととないるのか、というとととはあれてで変えるとというが、たいのではないであるということで、みんなではないかとかるということで、みんなではないかとかるということで、みんなではないかとかるということで、みんなではないかとかるというで、みんなではないかとかるというでしまがありましたがいこの資料を見ていただいて何かご意見というか、ご質問ございますか。どうでしょうか。

兼松委員

21 ページの資料ですけれども、これが出来ることが一番いいことだと思います。けれども、私たちに課せられたことがここまでのことを課せられているのかどうかっていうのは私にとっては少し疑問があります。排出業者、その排出量を全部確認することとか、収集運搬のことに関わることとか、ていうことになると非常に範囲が広くなって1年間、これから1年間継続していくとしてやれるのかどうかということとそこまでを求められていたのかということには疑問を感じています。そこだけをお伝えしておきます。

委員長

今の兼松委員の意見に対してどうですか、同じような考え方をもっておられる方。加藤委員どうですか。反対の意見でもいいです。

加藤委員

マトリックスの件につきまして、私もこのやり方は大賛成です。うちの事業所もこんなやり方をしてですね、全部データ化してどこが不足しているのか、どういったところに問題があるのか、どうするかとういう、非常に課題等が抽出しやすい表になっていると思います。これをこの委員会でまとめあげるのではなく、先ほども副委員長からあったように協力をいただいてそのデータを整理した上で、共通認識を持って、じゃあどうすべきかということを議論するのが我々の使命だなと思っています。その一つのツールとして有効に活用したいなと、こう考えております。

委員長

どうでしょうか。森朴さん。

森朴委員

マトリックスを活用してのですね、問題点の整理は非常に有効だと思いますし、これで議論していくことにおそらく、ワーキンググループの中では異論はなかった思います。ただ、問題なのはそれを県でこの委員会が何を結論を導き出そうとしているのかについては非常に大きな各委員ごとの考え方の差があったと思うんです。中間報告ということで今日議論はそのあたりになるかと思いますが、これまでの議論、違いは違いとしてお互い認め合ってですね、この委員会としての目的をここまでやりきれたことを総括する中でどこまで何をやるかという議論はまさしく今日中心的にしていけばいいのではないかと思います。

委員長

他の委員の方、どうでしょうか。今の3人の委員の意見を踏まえて、これから中間報告に具体的に入っていこうと思いますがよろしいでしょうか。はいどうぞ。

清水委員

私も県民としては中身を見ていくのは、やはり現場に携わってみえる方々の、現実の課題とか問題、それから懸案事項みたいな事業者側からみたものが欲しいなって思いますので、これにちょっとみていただいたものをひとつ参考になるかなと思います。リサイクルの現状とか住民の意識とか、それから社会の状況(法関連)といいますか、随分ここ 10 年くらいでいろいろ状況が変わってきてますので、その辺のところも背景として組み込んでいければと思います。

委員長

今、清水委員の意見にもありましたように、私もずっと通してみていまし

て、現状分析の場合においては、実際業界の方が得ている数値と、本会議資 料として出てくる数値とが合うとか合わないとかいろいろありました。ある いは資料が少ないということもあったりして、前回の建設業協会の資料も十 分でなかったと思います。そういったことを考えますと副委員長が提案して おられたような、実際に具体的に関連する業界の人達、専門性を理解してい るような人達ですね。あるいはいろんな過去から産廃関係に関わりを持って いる関心をもっておられる地域住民の方ですね。そういった人たち、今ボラ ンティアという形の代表の方が2人、それに近い方も含めて3人みえておら れますが、そういうような方たちからみればまだ頼りない。いずれにしまし てもワーキンググループは、従来のままではちょっと限界があるなというこ とですので、次の年からはそのワーキンググループのあり方、あるいは構成 も考えながら、今のワーキンググループを基礎にしてさらにどのように改善 していくかというようなこと、あるいはもう少し違う形に変えていくのかと いうようなことを踏まえて、考えていく必要がある。このままでは大変だと いうことですから、事実、資料を作るのも大変だと思いますね。それからこ の委員会としてどこまでやるのかということは大事なポイントです。また、 この委員会は、私としては具体的な方向性というよりも、考え方として廃棄 物処理問題を扱うにはこういうような立場で、こういうようなスタンスでお られるような人達の意見、あるいはこういった業界の人達の話が十分に話せ るような体制の基で問題を考えていく。その中で当然、県はそういうことを サポートしていく。そういうような形、そういったものでなければいけない だろうと思うんです。したがってこの委員会がやることは、やはりこれから は必要なものは必要だけれど、その次は必要なものを具体化するには、どの ような方針でこういう取り組みをするのだというようなことをですね、それ がより実現しやすい提案であるというような形でですね、まあ新しい1年間、 1年間かどうか分かりませんが、もっと早いかも分からないですが。具体的 な見通しがつくような整理ができたらなとそういうふうに思っています。そ して何回も言うようですけれど、具体的にどういう施設を入れてどういうふ うにやるのかということは、そういう話の中で、この辺が必要かな、この辺 はいらない、そしてそれらが出てきた後はどうするのかという点で専門家に 入っていただいた委員会やまた違う部会でもいいですよね。そのようなとこ ろでできるだけ効率よく税金をあまり使わないように、あるいはみんなの意 見が反映されるような形で委員会が、あるいは部会ができればいいという気 もしています。そのことについて、一緒にみんなで考えながらまた進めてい きたいなと思っています。この委員会は傍聴席からの意見とか、あるいは意 見書とかも参考にしていろいろ話し合ってきました。そういうようなスタン スは今後とも貫きたいと思っています。そういうようなことで、いよいよ中 間報告の取りまとめの件について議論していきたいと思います。よろしいで しょうか。それでは、今、先ほど言いましたとおり議題は3つありますけれ ども、1つは中間報告、2つ目は継続審議事項ですが、先ほど申し上げまし たように中間報告書の議題の進み方具合で、場合によっては次回に回すこと もありうるということを了承していただきたい。それから確認しておきたい のですが、これ大変長きにわたって我々のエネルギーを投下してまとめてき たものですから、一つ一つ丁寧に見ていきたいと思います。そういう形で審 議も進めていきたいと思います。その約束事みたいなものを考えております ので説明したいと思います。まず表紙を含めまして、目次に沿って一項目ず つ順番に内容を確認していくようなことでいく。それから、報告書の体裁、 項目、盛り込むべき意見、言葉の言い回しなどについて、一つ一つ了解を取 りながら進める。曖昧なままでは行かない。それから3つ目は上手くまとま らない場合がでてくる可能性があります。項目によっては。これは一定の間 議論した後、また後回しに、後でもう1回行う。それから、どうしても両方 の意見が、溝が大きい場合がある項目で出てきた場合、どんな委員会でもそ うですが、ちょっと考えさせてください。委員長に考えさせてくださいとい うことで、そういうようなことにさしてもらうことを了解してください。そ れから皆さんで考えて確定した中間報告書は、委員長から知事へ提出する前 に各委員に確認を取る。皆さんに確認を取る。了解いただいてということに したいと思います。そうしてまとまったものは、みんなで知事のところに行 くということもないと思うので、私から県知事に渡すということでいいのか なと思っていますが。そういうような審議の進め方でこの中間報告案を丁寧 に見て検討して確認していただきたいと思います。よろしいでしょうか。そ

の前に、議事関係資料の中の岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会第5回委員会ということで資料1から「中間報告書の作成手順」ということで説明して下さい。事務局の方からいいですか。

事務局

<議事関係資料集 資料1~3の説明>

委員長

この中間報告の案の調整に関しては資料の1にございますように、委員の意見を、これまでの議事録からまとめて文章として入れていったというようなことであります。それでは表紙から確認していきたいと思いますが、まず最初は表紙です。「産業廃棄物処理施設の整備における公共関与のあり方について(中間報告)」ということであります。「公共関与のあり方」というところをかなり力を入れてこれまで議論してきたということで、まだ完結したわけではありませんが、これまでのところの流れをまとめてみたということです。この表紙のタイトルについてはどうでしょうか。

兼松委員

全体を見た中で、もう一度戻ってくるということを提案します。

委員長

はい、わかりました。他にどうでしょうか。表紙に関してはいいでしょうか。後藤委員意見がありますか、後藤委員、いいですか。表紙これでいいですか。

後藤委員

いいです。

委員長

それでは次に「はじめに」というところです。これは今日、追加資料が出 ておりまして、こちらの方を見ていただきたい。下線が引かれてあるところ が新しく改正され、修正されたところです。まあ、この文章、最初私が考え て素案を作りました。あの、最初から作るという形になっていないというと ころを強調する意味で、そういうような文は一切入れないということで作っ たつもりです。で、さらに委員から修正の意見がありましたので、それを修 正しました。どうでしょうか。まあ、各委員にはすでにこの資料がだいぶ前 に配られておりますので、熟読されていると思っておりますので、どうでし ょうか。はい、この委員会のいきさつですね、そして方向性、これまでこう いうようにやってきたよということをですね、ありのまま伝えていきたいな と思っております。この追加資料を採用するということでよろしいでしょう か。次の資料はいいですね、委員とワーキングメンバーの。それから「岐阜 県産業廃棄物処理施設整備検討委員会設置の背景」。これは先ほども事務局 から話しがありましたが、知事記者会見の抜粋を入れております。設置時の 知事の会見、これを載せました。ここでは追加の提案はございませんでした。 次の2ページ。「検討経緯」ということです。ここでは、委員会で出された 意見のまとめた原案に対して、いくつか修正の文章が追加されました。例え ば、「産業廃棄物処理施設整備検討委員会は、処理施設をつくることが前提 であり、不信感がある」。こういうようなことも書いております。「地球環境 村構想が」…。

兼松委員

今お読みになられたところ、一番上の文言なんですけれども、「委員会の名称は」とか何か入った方が、「産業廃棄物処理施設整備検討委員会という名称は」というふうにもし入れられたら、その名称は…。

委員長

ちょっと、どこでしたでしょうか。

兼松委員

200...

委員長

2ページ。

兼松委員

はい、2ページ。「検討経緯」、(1)の「主な意見」の中の1行目です。

委員長

1行目のところで。

兼松委員

はい。「産業廃棄物処理施設整備検討委員会は、処理施設をつくることが 前提であり、不信感がある」と言っているのですけれど、ここは「名称に不 信感がある」。

委員長

はい。事務局いいですか。

森朴委員

「委員会の名称が」ということです。

委員長

「委員会の名称に不信感がある」。途中で止めましたが、いいですか。ち ょっと付け加えますが、「地球環境村構想が実現できなかった理由や背景に ついて総括がなされなかった」という意見もありました。「当時と現在では、 廃棄物処理の現状が異なっていることなど十分検討されていない」。ここ最 初の頃ですね、このような意見が一部ありました。「御嵩問題がこの背景に 見え隠れしてしまうので、事実関係として明らかにしていくことが今後の廃 棄物行政をどのように進めていくかに繋がる」。まあ、こういった意見もあり ました。この主な意見の中に付け加えた項目としては、「政策総点検におい ては、県が実施してきた地球環境村構想の是非、公共関与の必要性など詳細 な資料や財団が実施したアンケートで、財団が地球環境村を設置した場合に、 処理を委託するかというアンケート調査結果などが提供されず、議論が不十 分なまま財団を廃止するという結論が出された状況に疑問の声が起きたとこ ろである」。このような部分も追加されました。それからもう1点は、「御嵩 町における最終処分場の建設計画とともに出てきた公共関与だということが、 非常によく分かった。こういう経過の中で公共関与が言われ、地球環境村構 想ができ、財団ができ、成果をあげられなかったということから財団がなく なった。そのうえにある委員会は、作ることが前提になりやすいが、公共関 与のあり方を一から見直し、施設整備が目的ではないということを確認して おきたい」。これも追加されました。特に地球環境村構想についてはですね、 主な意見では「地球環境村構想は、産業廃棄物処理の現実からかけ離れたと ころで決定運用されてきたものであり、御嵩町における産業廃棄物処理施設 計画のプロセスの中で生まれてきたことが問題である」というような意見も ありました。「産業廃棄物の問題点として、住民同意とはどうあるべきか、 産業廃棄物処理施設はどうすべきであるかを、全県的に県民の中できちんと 議論しないで、代替手段として地球環境村構想を策定したことが間違いでは なかったか」。それから、5圏域という言葉が良く出てきています。「5圏域 での整備の議論は、全くかけ離れた話であり、産業廃棄物の処理の現場は、 処理のプロセスも出てくる廃棄物も日々刻々と変わっていくというような状 況であり、固定的に長期に渡って一つの地域からでたものを一つの地域で処 理していくということは極めて現実的ではない」。いろいろ廃棄物情勢も社会 の変化とともに変わってきているという意見であります。 それから、「産 業廃棄物処理業の業界として一番ショックだったのは、この 10 年間、地球環 境村でやるから待っていろといわれたが、結局できなかったことであり、心 配していることは、今後も施設を県が積極的に推進していくとなると、その 間に民間が整備しようと思っても、県民は、行政が整備するから民間はしな くともよいという世論ができ、民間の施設整備ができなくなってしまうので はないか。事実、民間でも施設整備はできなかった」。まあ、こういうのも ある。県の関与の仕方というのがポイントだと思いますね。それから、同じ 3ページのところで「廃棄物・リサイクルの五原則について」。これも昔、 県の中で設置されている委員会の中で考えられている項目でありますが、「五 原則の中に『自己完結』があるが、県内5圏域ごとに自己完結を考えていた ようである」。これ書いているんですが、実は、私、これ岐阜県廃棄物問題 検討委員会の初期の第1回の委員会の時、もう亡くなられましたけれども、 検討委員会の館委員長がこの自己完結を取り上げられて現実的にはこれは無 理だろうと、現実的にはできないのではないが、岐阜県内ではできない産廃 施設もある、あくまで原則として自己完結を目指すという運びになったと思 うんですね。産業廃棄物の移動がありますから、県内県外といった。ここ 挙がっている自己完結というのは、当時と現状が違うので難しいのではない かというようなことです。ここで付け加えられた項目は、委員から付け加え られた項目は、「当時とは産業界や社会状況も激変していることもあり、県 民の意見を聞きながらひとつひとつ検討課題に挙げていけばいいのではない か」。それから「産業廃棄物処理の現状と課題について」、「県民の理解」に ついて、「産業廃棄物の問題について、メディアの誤った報道にも問題があ る。事件の被疑者を産廃ブローカーなどと発表し、後にいつの間にか職業の

名前が変わっていく。しかし視聴者の意識の中に「産廃業者」=「悪徳」と 刷り込まれる。モノを作る過程で生じたゴミを処理する人には何の罪もない」 というような意見もあります。次に「本当に議論が必要なのは、廃棄物処理 施設は必要だねと尋ねるとみな合意すると思う。3Rの原則も多くの人が賛 成できるだろう。しかし、そこから先、誰が何の仕事をするのというところ から議論が進展しないで、心情の話と具体論とが一緒になってしまい、心情 的にこういう社会があったらいいねという話とそれが明日あるみたいな話が 混乱して常に語られる」。委員会の中でもそういうような話の意見があった かと思います。「産業廃棄物に県民はどんな関心をもっているのか。施設は 必ず必要で処理していかなければいけないという認識がどれだけあるのか。 どれだけ浸透しているのかが課題である」。「本当の意味で県民に、産業廃棄 物というものは何であり、それをどうしていくのかという情報がきちん共有 され、県民全体の理解にならないと問題の解決にはならない」というような 検討委員会での検討した項目です。それから「他県の公共関与による産業廃 棄物処理施設整備状況について」というところでは、新しくかなりの項目が 加わりました。「環境省が平成16年度に、各都道府県に対し、公共関与の 処分場の設置における経済性についてのアンケートをしているが、どこも廃 棄物が集まらず、廃棄物が集まらないから処理単価が高くなる。単価を下げ なければゴミを持ってきてもらえない。そういう中で事業所をまわったりし てゴミを集めている状況が赤裸々に出ていた。ごみが集まらない現状だが、 住民投票で産廃処分場を受入れた地域に、規模を縮小してでも処分場を建設 し、別途地域支援せざるを得ない」という話も追加されました。まあ、この 意見の中でどこも廃棄物が集まらなかったということがあるんですが、何故 それが集まらなかったかという分析がね、やっぱりこれから大事ではないか と思うんですが。それからこういう意見も追加いただきました。「施設形態 についても、中間処理施設との併設やリサイクル研究施設、エネルギー確保、 情報交換の場の設置など様々な形態がある」。まあ、施設と言っても中間施 設それぞれありますよということで、そこをよく理解するということですね。 それから「全国で、エコタウンとかエコシティと言われるようなリサイクル センターに、建設廃棄物の処理施設などが立地していて、収集された廃棄物 の処理を各施設間で繋ぐようなシステムが出来ていたり、最終的にどうして も処理できないものが焼却施設にまわり、さらに処分場ができていく。そう いった過程があるのかと思う」。だから、最終処分場が要るのかどうかとい うような議論が必要であるというような意見。「作っても採算が合わなけれ ば税金を投入していくということになりかねない。やはり産廃の場合は収支 バランスを考えながら、公共が複合的なリサイクルの仕組みを考えていった 方がいいのか、企業間のリサイクルを推進するための公共関与はないだろう かと考えている」。こういう意見もありました。それから「産業廃棄物処理 事業のコストについて」。ここでも1件追加がありました。「地球環境村のア ンケートでは、処理を委託するが8%、委託しないが4%、条件によってと いうのが36%だった。条件の1つはコストである。回答率も半分で、排出 者の関心は低かった。地球環境村のデータからは、処分場を設置した際ごみ 処理委託があるかどうか疑問があった」。こういうような意見でした。それ からこれはもともと原案として載っている意見ですが、「他県の状況を見て も、実際の処理料金より処理コストが高く、その分税金が投入されていると いう状況が確認される」。実際の場合は、計画通りにいかないということが あると思うんですね。それから「下水汚泥処理状況について」は、追加意見 はありませんでした。それから「排出事業者の責任について」。ここで幾つ かご紹介して確認いたしますと、「排出事業者が近隣の人の理解を得ながら 施設をつくるには理解されにくい状況はあるが、排出事業者単位でできる限 り減量化していくことが必要」という意見もありました。「排出事業者が、 一番困難な産業廃棄物処理施設の設置を自治体でやってくれというのは身勝 手である」という意見もありました。「業界がどんな努力をし、どこに壁が あるのかいろいろな仕組みを変えていかなければならない」のではないかと いうようなご意見。排出事業者の責務についてです。それから、排出事業者 の委託処理する上での問題について。「排出事業者は企業ごとに産業廃棄物 の処理を委託するが、委託するところがそれぞれ異なる。そのようななか、 信頼のおける処理業者を捜すことは非常に難しい」。信頼のおける処理業者 に依頼するとなると、探さなければいけないような状況です。この委員会で そういうことが出たことを、どのように県として改正していくかとか、対応

していくのかということです。それからこの辺りの追加意見はありませんで した。「工業団地の問題点について」。「県内各地に工業団地があるが、工業 団地内に廃棄物処理施設をつくったらどうかと提案したことがある」。 は、今の規則でできないということになっているようですので、規制緩和を してはどうかという提案でした。それから8番目の「中小企業の問題点につ いて」。ここでは、追加意見がありました。「エネルギー的に確保できる燃や すことの出来るものと一廃との組み合わせを考えるとか、カロリーの高いゴ ミを持ってくるとか、広域化と燃料と組み合わせれば中間処理できる所でそ ういった混合の処理が可能である」というような専門に近いような意見もあ りました。かなり具体的な提案というようなものも出ていました。それから、 「中間処理の技術とか、木工、林業、陶器くず、そういうところからどうや ったらリサイクルできるのか。そういう研究もして欲しいし、技術的な情報 提供もして欲しいという意見があったので、県としてはそういう点も、きち んと踏まえていったらいいのではないか」。県の関与することはいろいろあ りますが、こういうような形での関与はやったことがないと思いますが新た な提案です。ここでちょっと確認ですが、⑧の中小企業のところでこの項目 がありますよね、黒い点でついている。7番目のところで確認しておきたい のですが、「構造不況的に経営が悪化してきて、廃棄物の処理コストカバー できていないという状況の業種もあり、小ロット多品目で出てくることで処 理コストがかかる業種もあり、業種ごとにテーマは違う」。ここまではいい と思います。その次のところですが、「ただ、非常に危惧をしているのは、 大規模な不法投棄事案でない日常的に目にするような不法投棄事案の排出者 は、実は中小企業というよりほとんど零細事業者の方々が処理に困って不法 投棄に繋がっているような事例があるのではないかと推察している」。ここ のところですね、「推察している」ということから、はっきりわかっている ところではない。削りたいと思いますが、どうでしょうか。可能性はあると 思うんです。でもまじめにやっている人はたくさんいますので。

森朴委員

委員長。

委員長

はい。

森朴委員

あの、その部分の発言者でありますので。それに関しまして県にこの間ワーキンググループでお願いをいたしまして、県内市町村の生活環境レベルでの小規模不法投棄事案のケースをですね、各市町村毎に問い合わせていただいたらどうかとということをお願い申しあげました。どんなものが捨てられているのかということも含めて、私が見聞する限り、かなり県内の各市町村でですね、小規模の不法投棄というのはかなり多発しているように思いますので、その辺りをデータ化すればよろしいかと思いますので、削除していただくことには異存はありません。

委員長

じゃあ、削るということでよろしいですか。そうさせていただきます。それから(5)ですね、「岐阜県産業廃棄物処理動向調査報告について」。ここのところは、追加の意見はありませんでした。それから(6)の「産業と物処理施設等調査について」。ここでは追加がありました。ここの一番上の「主な感想」と出ていますが、これはやっぱり田辺委員から出たかどうだったかな、意見書という形で出たと思いますので、ここではやはり「主な意見」という、これまでどおり「感想」じゃなく「意見」ということにさしていたいと思います。「2回にわたり見学をさせていただき、分別、ように思いたいと思います。「2回にわたり見学をさせていただき、分別、ように思いて適正処理されているところを見、公共が介入する必要がないように思いて適正処理されているところを見、公共が介入する必要がないように思いて適正処理されているところを見、公共が介入する必要がないように思いました。と思います。一般市民が、いつでも見学できるオープンな事業所であれば、不適正な行為はできないと思います。不適正処理の後、仕事の為にという記を投入することはさけていきたい。まして後始末をしても、汚染という副産物が残されていくことを考えると違法な業者に対して早期の対策、ストップをさせることが公共の役割だと思いました」ということです。

田辺委員

上から4つ目の「不適正処理の後、仕事の為に」というのを、「処理の為に」というふうに直してもらえますか。

委員長

「仕事」を「処理」に変えていただくということで。これ、現地調査でい ろいろ実際に製紙工場、下水処理場、セメント工場、木質バイオマス発電施設、産業廃棄物管理型最終処分場、こういったものを各委員に視察、現地調 査していただきました。そのいろいろな内容について出た意見が掲載されて います。「(7)公共関与の現状と問題点について」。まず3つに分かれてい ますが、規制型と支援型と給付型ということですが、まず規制型についてこ こではいくつか追加の項目が挙がって参りました。「環境省のデータでは、 同意があっても反対に紛争が起きることもあったが、いい施設ができたり、 信頼が得られてきたり、とあった。今後同意をどう扱うかということに関し ては、平成 14 年の段階では多くの都道府県が施設設置許可の要件として同意 を求めており、同意を求めている自治体は、変える必要がないと答えている。 今回のアンケートでも、同意を許可要件としている都道府県が 16 あり、14 年のデータとあまり変わっていないことを考えれば、県としては住民の意向 を大事に、より良い施設を造るために同意が必要だと考えていることを支持 したい。」という。それから、「地域住民にとっては、生活の場、子育ての場 であり同意は譲れない要件である」。「建物の材料が燃やせないものが増えて きた。燃やすことができるような建材にしない限り建築を許可しない体制を つくるべきだ」。

森朴委員

委員長、ちょっとよろしいですか。その2つ前の「周辺地域に、プール、公民館などをつくり」の後、「甘い汁を貰ったことで住民同意ができていることがかなりあるようで釈然としない」というのは、削除すべきではないかと。他県の事例についての評価ですので、アンケートについて協力していただいたという経緯がありますので「甘い汁」かどうかというのは、ちょっと評価が分かれるところだと思います。

委員長

飛ばしましたので紹介しますと、「周辺地域に、プール、公民館などをつくり甘い汁を貰ったことで住民同意ができていることが」…。

森朴委員

「甘い汁を貰ったことで」だけを削除でどうでしょうか。

委員長

「公民館などを作ってもらって」ということでしょうかね。

森朴委員

「作ることで」。

委員長

「作ることで」、「甘い汁」のところを削除ということで。もう1つ追加項目がありました。「各事業所の現状をさらに聞き取り、柔軟かつ適正な規制のあり方を県民の意見をふまえながら進める必要がある」ということでした。それから、今度は支援型…。

兼松委員

今のところで、赤い色の「環境省のデータ」のところですけれども、2文字削除して貰いたいところがありました。発言者です。3行目、「平成14年の段階では多くの都道府県」となっていますけれども、「道県」です。

委員長

「道県」、はい。

兼松委員

はい。

委員長

「都道府県」を「道県」に。はい、分かりました。あの事務局、これ修正、 全部できていますか。

事務局

はい、後で確認させていただきます。

委員長

はい。次は「支援型について」。これは、委員会自体が産業廃棄物処理を前提としてですね、処理が円滑に進むように処理施設整備に代わってですね、地方自治体が側面から支援をするといったもの。これについては原案のままで追加がありませんが、細かいところですが紹介しておきたいと思います。と言いますのは、前回規制型の関与の仕方のところで建物を作るぐらいの公共関与のところで、地域住民と、あるいはいろいろなところで同意ということが出て参りました。そういう話をして途中で終わってしまったのですが、

その中でも一応支援型とか給付型についての意見のやりとりがありまして、 それを踏まえてここではしぼりたいと。したがって、まだ検討途中といって いました規制型が終わりましても、そのあとまた支援型、給付型というのも やりますが、これまでに出てきた意見を挙げておくということです。また項 目を紹介しますと、「排出事業者としては、処理業者を一社確保しておけば 良いという訳にはいかない事情がある。廃棄物を安定的に処理したいが、優 良な産廃処理業者の情報がない」。「排出事業者が中間処理施設を設置する場 合にも、地域住民の理解が得がたい場合がある。住民が納得するような支援 があるとありがたい」。「優良な処理業者の育成、大量排出者の減量化支援な どに公共関与ができるのではないか」。その他、「建設廃材の分別する場所と して、県の空いている土地を貸したり、リサイクルなどの技術を得るため研 究機関などの紹介をしてもらえないか」という支援型に関する意見もありま した。それから次は給付型です。給付型は地方自治体が直接、又は出資して 財団法人あるいは株式会社、法人等により産業廃棄物処理事業に参画してい くもので、一般的には公共関与による産業廃棄物処理事業を行う。例えば第 3セクターとして、PFI事業者、直営による処理事業の実施と、こういう ことでございます。これについては追加意見がありました。「事業としては、 官が発起して、運営を民に委託して、官がそこを管理するといったシステム をつくり、実績を残していければ近隣の方もご理解が広がって行くのではな いか。非常に難しい問題だと思うが、民が全て切り開いて処理場を作るとい うのは非常に困難な情勢だとの意見を持っている」。それから「施設設置に 対して民間が主導でやっていると、住民の方々も不安が多く、官が仮に入っ たとしても運営面で不安がある。運営などは民間に全面委託をするなかで、 官は、民間を管理していく形を取っていかないと、3セクで官主体に経営を してもコストが高くなってしまう。官が中には入るが、経営はやはり民間に やらせる。民間の適正運営を官がいつまでも関与していくのが一番理想でな いか」というような意見。これで一応給付型を終わりましたね。これまでが いろいろな意見を出していただいたものを起こした原案、追加したものを含 めた原案です。最後に今後の検討事項って書いてありますが、これを確認し ておきたいと思います。「平成18年度には、検討委員会を5回開催し検討 を重ねてきたが、県が行ってきた地球環境村構想、公共関与についての総括 を行い、考え方を整理する必要があったため、県内の産業廃棄物の排出状況、 県内中小零細企業の産業廃棄物の排出、処理の状況などを踏まえた公共関与 のあり方について十分議論することはできなかった。来年度は、産業廃棄物 処理施設の必要性について検討するとともに、岐阜県での産業廃棄物処理施 設の整備に関し、県がどのように関与していくかを、施設の整備ありきでは なく、規制、支援、給付の観点から公共関与のあり方を検討していくことと する」。こういうようなことで検討事項をまとめました。その後は、これま で行ってきました委員会の活動状況ですね。それから、具体的には委員会で の、それからワーキンググループそして現地での視察というようなことの経 緯が書いてあります。これらの案を見ていただく上で参考資料と書きました 我々の発言の内容がですね、その後の資料で添付されています。どうでしょ うか、全部の項目を紹介するには時間的にはいかなかったのですが、大体の ところは紹介できたのではないかと思います。

兼松委員

最後の「今後の検討事項」というところなんですけれども、「来年度は、 産業廃棄物処理施設の必要性について検討する」と書いてあります。私とし ては経過から考えて削除していただきたい。というのは、さらにその後の方 で「規制、支援、給付の観点から公共関与のあり方を検討していくこととす る」ということがあるので重複する。

森朴委員

委員長、よろしいですか。

委員長

はい、どうぞ。

森朴委員

同じ考えで、必要性について検討するまでもないと思いますので、必要なものは必要なんで、どのようなものをどうやって作るかという議論はまだあると思いますし、県の関与の仕方とかはあると思いますが、法律でも施設の整備が位置づけられている以上、岐阜県だけ必要ないという結論を出しようがないと思います。

委員長

今の意見の方、2人の意見を踏まえましてこの「来年度は、岐阜県での産業廃棄物処理施設の整備に関し」というような形で「産業廃棄物処理施設の必要性について検討するとともに」はカットしたいということですね。当然必要としている。

兼松委員

はい、私はそう思います。

森朴委員

そういう意見です。

委員長

じゃあ、今申しあげましたように「産業廃棄物処理施設の必要性について検討するとともに」というところはカットです。

森朴委員

他の委員のご意見が…。

委員長

田辺さん。

田辺委員

私もやっぱりいらないと思います。はい。削除してください。

委員長

どうですかね、加藤委員。

加藤委員

はい。

委員長

いいですか、清水委員。

清水委員

はい、それで結構ですが、後の方で「規制、支援、給付の観点から」というのは一つの構想…、何というか「はじめに」の文章でも関係が出てくるんですけれども、中間報告は委員の意見が羅列で、項目の整理ができたということで非常に大きな成果あったのかなと思っているんですけれども、「はじめに」のところで、私は項目の意見を整理した中で出てきた意見で、県の産廃行政に対する疑問とか、いろいろ出てきておりますので、どういう形ででもいいんですけど、疑問、課題などを県の方で検討していただいて、この委員会に一定の報告みたいなことをお願いしたいと私は思うんですけれども。そんな文章は…。

委員長

それは、清水委員が言っておられるのは、この委員会で取り上げる項目というのを一つ事務局のところで踏まえてもらってということですか。

清水委員

いいえ、そうではなくて、項目は今回整理いたしましたので、その項目のうち、県に対する疑問とか県に投げかけた課題みたいなものが、最初の議論に非常に大きく影響してきますので、そういうものを県の方で整理していただいて、この委員会の方に報告をしていただいた上で、公共関与のあり方を検討していくというふうにしたいものですから、「規制、支援、給付の観点から」というのを入れるかどうか、これは方向自体は私は賛成なんですけれども、文章として入れるかどうか、ちょっと検討していただきたい。

委員長

一番最初、はじめのところで追加しましたよね。最初の方に「なお、次年度も引き続き、産業廃棄物処理施設に対する公共関与のあり方を、規制、支援、給付といった面から検討し、その結果を県に提言したいと思っております」と書いていますから…。

清水委員

ですから、そこの文章を含めて。

委員長

まず、最初に戻ることはやぶさかではありませんが、それではそこの最初のはじめのところの文章を修正すればいいんですか。

森朴委員

委員長。よろしいですか。

委員長

はい。

森朴委員

この間、ワーキンググループでその辺りの議論がだいぶ出まして、出たのは県である程度回答できることがあるのではないかと、これらの議論の中にですね。全部の最終報告なり提案なりがですね、まとまって出る前に、例えば地球環境村の総括ですとかそういったことというのは、その総括した時点と今ではだいぶ県の考え方も変わっているところがあるだろうと思って、これらの意見の中には全て一本化してこうやって回答が出ていないものが多数あるものですから、意見の中に県に対する直接的な考え方を聞きたい、あるいは評価を求めておるというところがあるんで、今後の議論の円滑な進捗のためにも、現時点まででの回答できるものについては、県がある程度ととりまとめて報告をしていただけないかということを少し議論いたしました。そのお願いだということで、清水委員、よろしいですね。

委員長

そういうことですか。文章としてはそういうことを付け加えるということですか。そうすると公共関与のあり方についての…。

森朴委員

いや、委員長からはお話いただいて、県が回答してくださるんであれば、 それはそれでいいんですよね。

委員長

清水委員の提案は…。

廃棄物対策課長

当然、こういう報告書をまとめていただく中で、今森朴委員が言われましたように、県としてどうするかというのも別に今後の検討を待たずに回答ができることが十分あると思います。こういうのを頂いて、次回はこの報告書をもとに回答できるものは回答していきたいと思っています。

委員長

そうですね。こういうような項目が出てきたわけですから、この問いに関する回答、県でできるものは県でやっていただくということでよろしいですか。

廃棄物対策課長

はい。

委員長

そういうことでいいですか。文章自体の修正までしないとダメですか。

清水委員

最後と言いますか、「規制、支援、給付といった面から検討し」というのが、「はじめに」の文書の中でも入っておりますが、議論を深めるための方法論でこういうのでマトリックスで進んでいくのは大賛成なんですけれども、これだけじゃないものですから、「公共関与のあり方を検討していくということとする」というふうに、もう単純でいいのかなって思うんですが。

委員長

「観点を含めて」、これだけじゃないということですね。今までワーキンググループで提案されたこういう…。

清水委員

方法論として、マトリックスとしてこういうふうに出していくということが現状をつかむ上で必要なわけですけれども、文章の中に「施設の整備がありきではなく、公共関与のあり方を検討していくこととする」というふうに単純にしてはどうかということです。

委員長

「施設の整備を前提とするのではなく、公共関与のあり方を検討していくこととする」ということで、「ありき」から「規制、支援、給付の観点から」というのを削除。いいですね。「施設の整備を前提とするのではなく、公共関与のあり方を検討していくこととする」。

森朴委員

ごめんなさい、清水さん。委員長。やっぱりちょっと、それはここは「など」というふうにその他を入れることではどうでしょうか。というのは、一番最初のところは委員長の談話という形式になっていますので、来年度の話が、本文の部分じゃないんで、こちらがどちらかというと本文だと思いますので、これまでの議論の中で公共関与という全般論でいってしまうと、あまりにもぼやけると、だから中身的には本人も割と賛同だということなので、「規制、支援、給付等の観点」、「などの観点」とか「広く公共関与の観点から」などとしてはいかがでしょうか。

委員長

「などの観点」、「など」でいいですか。いいということで。

清水委員

はい。

委員長

はい、それでは「ありき」のとこだけは、「前提するのではなく」というふうにして、「規制、支援、給付などの観点から公共関与のあり方を検討していくこととする」。そういうふうにして、まとめさせていただくということにしたいと思います。もう一度前に戻って、兼松委員、どうですか。気になるところ。

兼松委員

赤いタイトルのところなんですけれども、「産業廃棄物施設に対する公共 関与のあり方について」。「整備における」から「対する」に。まずそれが、 私たちがこの8月からやってきたことに対して、必要だという方もあるし、 それは検討するべきだという意見があったことも事実ですけれども、最大限 とりまとめれば、公共関与のあり方について私たちは検討してきたというふ うに思うので、「産業廃棄物施設に対する公共関与のあり方について(中間 報告)」ということを提案します。

森朴委員

「整備」を抜くということですか。

兼松委員

はい。

委員長

これも全部、そういう検討の中には入っているということで。これだけに 集中するということではない、強調するのではない。

田辺委員

私もどちらかと言えば「整備」が抜けた方がいいと思います。

委員長

それではタイトルのところを修正いたします。「産業廃棄物処理施設に対する公共関与のあり方について(中間報告)」。

兼松委員

「産業廃棄物処理施設における公共関与のあり方について」でもどちらでもいいと思います。皆さんが収まりがいい方がいいと思います。

委員長

「対する」を残したい。

兼松委員

いえいえ、「おける」でいいですよ。「整備」を抜いてもらえばいいです。

委員長

それじゃあ、みんなが納得する…。

森朴委員

委員長、すいません。

委員長

はい。

森朴委員

これは「処理施設の整備における」というのはその「整備」に係るので「おける」となってて、「整備」というのは所作、動作というかプロセスですよね。で、その処理施設ということになりますと「施設」はハードウェアになりますので、ハードウェアに対して「おける」とやるとそこの場所においてということになりますので、意味合いが全く変わってしまうかと思いますが。

委員長

で、「に対する」。

森朴委員

いや、「関する」とか「対する」とか別にしまして、少し議論をした方がこれはいいんではないかという。これが全体ということではないんですが、施設整備検討委員会ということでこれが、こういう文言が出ているのかなと気がしますので、もしこの整備ということにこだわられるということであるならば、むしろ議論は「産業廃棄物処理における」というふうにするんであればもう少し収まるのかなと。ただ、処理施設整備検討委員会がそういうふうに勝手に外していいのかなと。そういうふうに勝手にやっていいですかという初歩的なことになりますが。

加藤委員

この表題を変えてしまうと中身の表現まで変えていかなければいけなくなると思うんですが。表紙だけで判断しちゃうと少しまずいかなって思います。「はじめに」の中の文章の中では施設整備という言葉がいくつか使われていますので、ここは見切らないといけないんじゃないでしょうか。

森朴委員

整備を前提としていないという合意で出来ているのでどうでしょう。

兼松委員

これは、来年度委員会の名前を検討してもらうことも含めて提案をすることにしても構いません。

委員長

どうするんですか、最終的に。

兼松委員

もし変えるのであれば、「産業廃棄物における公共関与のあり方について」 とか「産業廃棄物に対する公共関与のあり方について」。

森朴委員

「産業廃棄物処理」、「処理」ですか。産業廃棄物は出ているモノですから、 ちょっと違う。

兼松委員

混乱しています、すいません。

森朴委員

すいません。

兼松委員

いいえ、私が悪いのです。

委員長

「整備」という言葉があることが気になるわけですね。

兼松委員

そのとおりです。

委員長

「産業廃棄物処理施設」までは活かさなきゃいけないから。「に対する」っていうのが一番いいのかな。

森朴委員

いや、処理施設に対する検討委員会ということは、僕はやっていないという気がするんですが。県から与えられたのは施設整備について議論せよということでやってきましたので、少なくとも中間報告については、僕はこのままでいいんではないかという意見です。兼松委員のご心配であった施設整備ありきということについては、それははっきりと前提条件ではないという形で今のところで打ち消したということでご了解をいただけないかと思いますが。

兼松委員

はい、了解しました。

森朴委員

ありがとうございます。

委員長

ここは、原案どおりいくということですか。じゃあ、そういうことで、どうか一つ。原案どおりで事務局いいですか。

廃棄物対策課長

またまとめて県に出していただく前に目を通してもらいます。

森朴委員

委員長、もう1点よろしいですか。赤字の、追加修正で8ページの「建物の材料が燃やせないものが増えてきた」云々というご意見、ちょっと唐突でいささか不明なんで、どういうお話だったか、修正を出された方からご説明いただければ。

委員長

8ページの。

森朴委員

下から、9行目、赤字の「建物の材料が燃やせないものが増えてきた。燃やすことができるような建材にしない限り建築を許可しない体制をつくるべきだ」というご議論は、まあ修正はどなたがお入れになってもいいということでしたが、どういう議論が、お考えがあって入れたのか、少し全体の話と

うまくフィットしないような気がしまして。前出ましたっけ、どこかで。

事務局

谷口委員から出た意見を清水委員が追加してはどうかということです。

清水委員

前回やったときに町村会長の谷口さんから出た意見ですが、規制のなかで、初め記載されている黒字のところで同意の案件ばかりが突出した状態でしたものですから、規制の中にはいろんなものがあるということで、一番最後の方の訂正案というものを追加したい。これが前回、意見として出されていたと思いますが、規制の中でも内容がいろいろあるということが言いたかったものですから。

森朴委員

了解しました。

委員長

実際に検討する段階ではこういう意見が出ていました。

森朴委員

はい。わかりました。

西寺委員

すいません。

委員長

はい、どうぞ。

西寺委員

ちょっと欠席ばかりしていて言うのは大変気がひけるのですが、9ページのですね、主な意見の、一番下の枠の2番目なんですが、「全国の状況の中で、計画の見込みが立たないところは、採算が合わない」と書いてありますが、計画の見込みが立たないところは施設ができないと思うのですが、採算合うも合わないもないんじゃないかとしかとれないんですがどういう意味でしょうか。

委員長

これは事務局の方、わかりますか。9ページ、給付型。これだけの文章ではちょっと理解しにくい。

清水委員

すいません。その言葉は私の発言の中にあったかと思うんですけど。

委員長

何ページですか。

清水委員

いや、違う。確認できないんですけど。ただ、アンケートをとった時に全国の計画を断念したというようなところで、採算が合わないから断念したというふうなのが何件かあったものですから、そこはやっぱりきちんと見ていかないと、そういうふうな状況が全国の中にあるなということを、私申し上げたようなことが、記憶があるんですが、これだけとっていただくと、一行だけ出すとちょっと前後の関係がわからないかなと思ったので、その後のアンケートが関係しているなということで、前の文章とも関わっていますので、これは削除していただいても構いません。

委員長

これは、清水委員の…。

清水委員

他の方のご意見だったかもしれませんが…。

廃棄物対策課長

清水委員からの意見です。意見の書いてあります、1回から4回をまとめました、12ページの1番上の意見。ここも同じようにたった2行で書いてある、全部のことは書いていない。けど、わかりにくいってなるわけです。一度よく確かめます。

委員長

削除でいいんですか。じゃあ、削除するということで。お願いします。西 寺委員そういうことで。

西寺委員

私はどういうふうでもいいですけど、このままでは意味がとれないので。

清水委員

そういうような状況があるので慎重にという意味で発言したんだと思いますが、これだけではわからないので、すいません、削除で結構です。

兼松委員委員長。

委員長はい。

兼松委員 12ページの箇条書きの表なんか…。

委員長 12ページ。

兼松委員 12ページの 2-072 なんですか。

事務局 12 ページの 2-072 ですが、後で書き方を協議させていただくということでよろしいですか。

兼松委員 そのままにお入れになったらどうでしょうか。

事務局はい。わかりました。

兼松委員そのまま入れればわかるので。

委員長これですか。

兼松委員 1番上の、12ページ。

委員長 1番下。

委員長

兼松委員 2-072 の箇条書き。

「全国の」、これですか。「全国の状況の中で、計画の見込みが立たないとの例があったが、見込みが立たないというところは、採算が合わないというのがほとんどのところであるのではないか」。見込みが立たないというのは、おそらく採算が合わないから見込みが立たないのではないかと、そういうような意見ですよね。そうすると、そういうことでわかれば入れてもいいですかね。

西寺委員 採算が合わず、見込みが立たないというのは…。

森朴委員 全国の事例のアンケート、アンケートの事例をですね、それに関しての発言だったということで、原文のまま入れるかどうかということですが。

事務局 よろしいですか。原文のまま入れるということで。

森朴委員 佐伯さん、もう1回読んでください。

事務局 「全国の状況の中で、計画の見込みが立たないとの例があったが、見込み が立たないというところは、採算が合わないというのがほとんどのところで あるのではないか」。

委員長 ということで、いいですか。では、入れさせていただきます、そういう形で。かなり修正していただきました。一通りこれで見渡して…。

事務局 委員長、確認させていただいてよろしいですか。

委員長 どうぞ。

事務局 それでは、今までのご意見の中で修正点を確認させていただきます。資料の2の表題はそのまま活かすということでご了解をいただいたということでよろしいですね。それから、「はじめに」につきましては後からの追加資料の方を採用していただくということです。2ページ。主な意見、「産業廃棄物処理整備検討委員会という名称は、処理施設をつくることが前提であり」、

「前提と思われ」でよろしいですか。

委員長

「前提としない」。

事務局

「前提であり」でよろしいですか。「前提と思われ」として書く。2ページ、主な意見。「産業廃棄物処理整備検討委員会という名称は、処理施設をつくることが前提であり」、「前提と思われ」。

兼松委員

私の発言ですけれども、「前提であり」でも、それから「前提と思われ」でも内容は一緒ですのでどちらでもいいです。

事務局

はい。

6ページは削除のところはそのまま削除ということで。

委員長

はい。

事務局

7ページでございますが、(6)の主な意見、赤のところの4行目のところですが、「不適正処理の後、仕事の為に」を「処理の為に多くの税金を投入する」。

委員長

それから、「主な感想」じゃなくて「主な意見」で。同じところ。

事務局

「主な意見」ですね。それから8ページでございますが、(7)①規制型のところの主な意見、赤いところ、赤書きのところ、「環境省のデータでは」のところ、3行目ですが「平成14年度の段階で多くの都道府県が」が「多くの道県が」ということですね。その赤の下の黒字のところ、「周辺地域に、プール、公民館などをつくることで住民同意ができていることがかなりあるようで釈然としない」。「甘い汁」は削除ということで。それから9ページのところの「全国の状況の中で」というところは、先ほど見ましたように2-072をそのまま入れるということでご了解願います。それから10ページでございますが、今後の検討事項の5行目の「来年度は」というところの「産業廃棄物処理施設の必要性について検討するとともに」を削除。「来年度は、岐阜県での産業廃棄物処理施設の整備に関し、県がどのように関与していくかを」、「処理施設の整備を前提で」…。

委員長

「前提とすることなく」。

事務局

「前提とするのではなく」。すいません、「処理施設の整備を前提とするのではなく、規制、支援、給付の観点などから」、「など」を付け加えます、「などから公共関与のあり方を検討していくこととする」ということであったと思いますが、よろしかったでしょうか。

委員長

「など」が「給付」の後ですね。

事務局

「給付」の後に「など」ですか。「規制、支援、給付などの観点から公共 関与のあり方を」。修正したものをまた委員の皆様にお送りいたしましてご 了解をとろうと思います。よろしくお願いします。

委員長

はい、それではですね、ここでいったん休憩ということでいいですかね。10分くらい。

委員長

それでは10分間休憩したいと思います。

(休憩・再開)

委員長

中間報告のまとめは以上で審議を終えます。次はですね、継続審議として、前回2つ継続審議となっておりました。一つは中小企業における産業廃棄物処理に関するアンケート調査、この貴重な資料を作っていただきました。これについての審議をしていないので、これをやる。もう一つは規制緩和についての同意のとこら辺の話ですね。途中で終わったのは。しかし、今日は4

時までということで、皆さん資料の方に入っておりますよね。できたら中小 企業における産業廃棄物処理に関する調査の、このアンケートのところで議 論を尽くしてですね、あとの規制のところは次回に、給付と支援とまとめて 来年やりたいと思います。どうでしょうか。

(異議なしの声)

それじゃあ、継続審議としてみなさん前回の、第4回の資料をお持ちでしょうか。それじゃあ、かなり大きな分厚い資料ですが、中小企業における産業廃棄物処理に関する調査、ここのところ事務局から説明していただけますか。

事務局

<第4回委員会議事関係資料集 資料2の説明>

委員長

ありがとうございます。この円グラフで項目毎に整理してございますが、これを見ていただいて、中小零細企業の特性というのかそういったものが浮かび出ていると思うんです。自分のところで処理できないので委託して処理をしているというのがだいぶ多いですし、そのくせ、産業廃棄物の取り組みについては結構やっているんだよというところもある。そして、その結果は県に何を望むのかというところで、廃棄物処理施設の設置や規制の見直しというようなことが、比較的大きな数字として出ているんですが、そのあたりのアンケートについて委員の方どうでしょうか。

森朴委員

委員長。

委員長

はい。

森朴委員

中小企業団体におけるそれぞれの動向でやっぱり特徴的でありますのは、 業種が非常に広範囲に渡っていると廃棄物もですね、これは数量には表しま せんが、少なくとも種別において非常に多様化しておって、その業種独自の ですね廃棄物というのが、おそらく発生の主要な部分を占めているんだろう と思っています。この辺りのですね、トレンドというか動向がですね、これ までほとんど把握されてきていなかったということが一つ一点。さらにです ね、それぞれの事業者の処理状況を見ますと、処理業者への委託が77%とい ことで、大部分を外に出さざるをえないと、個別の話を見ていきますと、 それらの技術や何かが蓄積がないとか、支援策がないとか、規制が厳しいと かいろいろな状況がありますが、私どもが日常に感じているのと同様に、中 小零細の方については廃棄物の処理を自前で行うことは非常にこれまで取り 組みが遅れておるところだろうと思われます。一方で処理コストが高いとい うことで、非常に自社でやる場合にせよ、委託するにせよコストが高いとい うことで、非常に切実な問題だろうかと思います。その辺りについてはやは り各業界団体毎のですね、ニーズをもっと県が産廃処理施設を整備していく という議論をする前に、それぞれの業界団体毎にどのようなテーマがあるの かを少なくともこの 10 年あまり県が複合行政として、廃棄物処理五原則とい うことでリサイクルの徹底その他、複合行政とおっしゃってきた割には、廃 棄物処理のそれぞれの業界毎のテーマが県民の前に明らかになっていない。 それどころか、それぞれの業界の内部でもまだ十分に明らかになっていなく て、技術的な蓄積や何かは十分に進んでいないのではないかと想定できます。 是非、県に対しては今後政策の見直しにあたってですね、中小企業の各業界 毎の抱えておる業種としてのテーマを廃棄物部局と、それから経済の商工部 局になりますか、が連携をしてリサイクル、減量化、リサイクルそれはそれ として適正処理という仕組みに支援の仕組みを作る必要があるんじゃないか と思います。以上です。

委員長

ありがとうございました。どうでしょうか、この零細企業の実態というのは、このアンケートである程度把握できるのですが、それじゃあ、こういった状況を改善するには、どのような改善法でどのような形で関与できるのかという話は、どうでしょうか。県はどの辺までこのような問題を零細企業に対して解決の方向を、考え方というか、持っておられるか。もっとも細かい業種はなかなか今日データがないということですが、どうでしょうか。

環境生活部次長

今回調査させていただいた内容を踏まえまして、先ほど森朴委員からもお話がございましたように、商工部局と連携して今後対応策を検討して参りたいと思います。

委員長

これ、例えば、森朴委員。森朴委員が全部わかるというのもあるでしょうが、たくさんある業種を、さらにグループ化できるんですか。

森朴委員

中小零細の全てが組織化されているわけではないんですが、私の見聞するところでは、岐阜県の業界団体の比較的組織率は全国的に見ても高い地域だと理解しておりますので、例えば西寺市長のところの多治見市であれば、多治見の地場産業等で具体的に陶磁器の破片等をリサイクルする取り組みなんて市も支援しておられますし、県も独自に支援しておられると思います。ただ、それをですね、下から上がってくるのを待つという形でやっておるだけではなしに、今後支援の、例えば規制に対して、支援、給付という形で議論が進んでいく際に、常に廃棄物処理業者、失礼、廃棄物の排出事業者の中ですね、とりわけ中小零細という事業者の方々のおかれている現状に注目すべきだと。その注目する手だてはやはり業界毎の業種別の団体等をそのとっかかりとして関与していかれればと思います。以上です。

委員長

同じ業種でも規模の大きいところと小さいところがあった場合、その処理 法を考える場合、一つのグループとして規模の大きいところがリーダーシッ プをとって、こう処分の方向に改善策を見つけていくことができるのかなと、 こういうことだと思うんですね。多いところは多いところで…。

森朴委員

業種によってやっぱり随分違うのではないかと思いますが、中小零細であってもそういうノウハウを持って、逆に大手のところからですね、そういう処理の部分の委託を受けるということも可能かと思います。非常に業種毎に差は大きいと思います。

委員長

アンケートで産業廃棄物の取り組み状況はやってますというところが 44 % あって、やってないよというのが 45 %ですよね。この差は一体どういうところから、同じ零細企業でも。

森朴委員

ちょっと原票を見ていないので少し分かりかねますが、逆に県の方に今後の課題としてお尋ねをしたいのですが、廃棄物対策五原則ということでにぎにぎしく複合行政ということでおやりになってきたわけですから、この 10 年間あまりのですね、廃棄物処理施設整備だけではなしに、県内産業の、産業廃棄物の処理に対して県全体でどういうような取り組みをされてきたか、とりわけ支援策等はどのようであったかは、この際再点検をされてはいかがかと思います。

委員長

加藤委員、どうでしょう。この辺の、中小企業の取り組み状況で、何かご 意見をお願いしたい。

加藤委員

非常に良くまとめていただいたデータだと思うんですけれども、残念ながら回答数が半数ですかね、そこがまずこのデータでいろいろな議論をしても、的確性に欠けてしまいます。先ほど冒頭ですがワーキンググループの方を作っの処理形態を整理してですね、問題点を抽出するようフォーマットを作り処理から、そこに産業廃棄物の種類毎に振り分けていくとそこいらの見えているとまとめていくと、どこがどうなっているという見が見えていると思うんです。例えば、この意見の中で産業の処理がある、と思うんです。例えば、この意見の中で産業の必要するには収運にお金がかかる、それに処理すがといると思うにはなどのそういうことが一つあると思うにながかかる、です。一例ですが。そういったものをですね、やはり見切りたいなどのよっです。一月ックス表が有効に使えるじゃないかなと。ただ、データが優回収率切っちゃってますよね、43.1 %ですから。このデータではちょっと判断しか

ねないかなと、判断なんて偉そうなこと言えませんが、議論ができないんじゃないかなと思います。こういった意見なんですけれども。

委員長

どうですか。

兼松委員

感想なんですが、県が関与した処分施設を作ると価格が安くなるとか、近くて安いということの両方求められています。しかし県が設置する場合については難しい。他県の事例で示されていることもきちんと情報の中に入れながら問いかけをしていく必要があるだろうと思います。

委員長

守富委員どうですか、ここの業種についてさっきの調査を入れたらどうかということについて。

副委員長

先ほどのワーキンググループの方で出していただきましたいわゆるマトリ ックスの考え方と、加藤委員が言われたように、量的なものを押さえるとい う意味では、結局県の各圏域あるいは、中小企業の分散具合といいますか、 モノの流れをマッピングすべきであり、例えば地図上でどこにどれだけの量 があって、距離を考慮したらこの辺のあたりに一つあれば皆さんがハッピー になりますね、というようなことがわかってくるはずです。今回のアンケー トはやってます、やってませんというだけのデータであって、具体的な量、 地域が全然特定化されていない、たかだか半分でさえもです。そこが今まで いろいろ聞いていて非常にもどかしいと言いますか、頭の中で考えようがな い。中小零細の多くが、みんな困っているというのはわかるのですけれども …。これは今回一年やってきた結果で、私は中小零細の人が困っているとい うことと、産廃が悪徳業者といいますか非合法の業者へ流れてしまうという ことが分かってきただけでも、私は非常に意味があると思うんですけれども、 それをもう少し具体的に、もしするんであれば、やはりマトリックスを組む ことと具体的な場所、量をきちんと特定化するのが今後の課題と思っていま す。

森朴委員

委員長。

委員長

はい、どうぞ。

森朴委員

いいですか、ちょっと田辺委員に。

田辺委員

すいません。この表を見せていただいて、私たちゴミGが今一番不法投棄 で困っている業者が皆ここに該当するかなっていうのを思っているんですね。 実際すごく小さな業者、たぶん不法投棄をした業者は処理料金が高くて、困 ってしまって、小さいところに頼んだけれどもそこもどうしようもなくて、 その零細委託業者が、たぶん不法投棄で山の中に入れたというのが見えてき たんですけれども、その場合にここに出ているコスト高とか、それから処理 料金が高いというのが出ていますと、じゃあどのくらいまでの金額だったら 処理業者に出せるのかなと思ったんですね。それで、この全国のアンケート を見たときに公共のところは処理料金が高くて業者が出せないと言っている のに、じゃあ零細企業のところが、じゃあ出せるのかなという疑問があった んですね。そうすると私たちがもし公共のものを作った時には、実際にみん な市民は全てのごみの処分に対してきちんと処理されるだろうと思って公共 のものをつくると思うんですよ。その時に零細企業が全くそれができない、 出せない状況の中で、じゃあ安心できるかなっていうと、とっても安心でき ないと思うのです。その辺のところをやっぱりもう少し掴むためには、この コスト料金、いくらだったら出せるかということも何か知りたいし、実際に はいくらの金額で出しているかというか請け負っているかというのが分かっ ていないと公共のものを作るときにも本当の利用してもらえる金額っていう ものが分かってこないような気がするんですけれども。

委員長

ありがとうございます。もし仮に、田辺委員、処理料金も安くって、距離も近いと、そういうところに設置できたとしたら、零細企業はみんな処分物を持ってくるでしょうか。そんなことはないでしょうか。

副委員長

少なくともそういうのがどこかに不法投棄されているんだろうなというのは想像に難くない。ですから、そのあたりの量的な価格、量、距離等のデータが不足しており、私もピンとこないです。組合関係でそういうのが分かる範囲なのか、あくまでも足で皆さん聞きにいってようやく分かるようなものなのか。

西寺委員

ちょっといいですか。直接その産廃のことは県の事業ですから、市町村は ほとんど情報を持っていないんです。市町村が情報を持っていないというこ とは、ほとんどマトリックスを作る時にも情報を収集するだけでももの凄い 労力だというふうに今聞いてて感じました。それをどうやってやるかという ことはかなり難しいことだなというふうな感想をもったのと、一般廃棄物の 例がそうですが、処分場、もちろん価格、処理手数料の問題が周辺で凸凹に なっていまして、例えば安い価格を設定したら確実に県外からゴミが流入す るんですね。で、多治見市がそうだったんですが、焼却場の手数料が春日井 だとか小牧だとかというところよりも低かったので、要するに実際には市外 のものは受け入れないわけですね、一般廃棄物の場合は。しかしながら、岐 阜県のナンバーの車で業者が運んできて、実態は春日井のものだった、そう いうふうになるので零細業者にだけ安くするというのはたぶんできない。平 準化していっちゃうだろうと、そういうふうに思うんですね。たくさん受け 入れたいから安くするという話なら別ですが、おそらく処分場をきちんと管 理していこうと思うと、価格は平準化していっちゃうだろうというふうに思 って、特定の業者にだけ安くするようなことはできないと思います。そうい うことです。

森朴委員

市長さん、廃棄物問題に非常にお詳しいのでだいたいイメージされている こと、事実関係としてはそのとおりなんですが、ただ産廃の処理現場と一般 廃棄物の処理現場とはですね、数量のロットがまず桁違いであるということ。 例えば、多治見市の処分場でですね 10 t 車で持ち込むことは不可能です。10 t 車で持ち込むことは。10 t 車の大きなダンプカーで持ち込むことは基本的 に禁止されていますので、一般事業者の方が事業系一般廃棄物として持ち込 まれる場合もおそらく4 t 未満のトラックで持ち込まれて、しかも過積載で ない状態ででしか受け入れられないと。その数量の中身がですね、多治見の 所在の事業者を使って、おっしゃるように春日井市からとか、そういうふう に入ってくるとか、そういった現象は過去ありましたし、それはおっしゃる とおり各市町村のですね、処理コストの平準化をきちんとやって、それで処 理コストを処理料金に正確に反映させていくことしか解決はつかないだろう と思います。一方で、私なんかが問題になってくるだろうと感じていますの は、4 t 車というよりもっと小さなロット、4 t 車1杯ぐらいが最大の量で 軽トラックですとかライトバンに入る程度のゴミの量をですね、仮に産廃と して処理をしようとしてもこれは全く手がないわけなんです。産廃の専門業 者、受け付けません。そんなロットであれば、例えば、トンあたり10万円と か20万円とかのコストであれば受け入れるかもしれませんが、まず採算性が 全くあいませんので、私どもの産業廃棄物の処理の現場で汚泥が1㎡あるい は1 t あたり2万円という単位はですね、例えば市町村のゴミの10kgあたり2 0円という金額とですね、1kgあたり20円という処理費と同じように思われる のですが、それは10kg袋が200円で処理できるというコストなんですが、私ど もの産廃業界について10kgのものが200円で処理できることは全くありませ ん。例えば10kgの袋に一杯に廃プラスチックを詰めたのだとすれば、1万円 とか2万円のコストになってしまいます。そういうものを収集運搬する手間 は産廃業者としては、業界として元々持っていない。産廃の大部分の数量は 大手の企業が排出する排出事業者がリサイクルだとかいろんなことがやれる、 取り組める量というのは桁違いの数量であること。しかし、その法律と中小 零細の事業者の方々に適用される法律が産廃処理ということでは法律上同じ でありますので、コストとして全く違う世界を要求されていることもありま す。前にもいろいろ申しあげましたが、岐阜県の電気設備の事業協同組合の 皆様が、非常に多品目小ロットのものを集めて持って来られる時に、どこの 産廃業者に持っていってもお断りだと言われたと。何故かというと、軽トラ 1杯あるいはほんのわずかな量だと。それをどうしたらいいのかというと、 昔は市町村毎に何とか受け入れていただけたけど、今はほとんど受け入れて いただけない。とりわけ危険物ですとか有害物があれば、市町村ではほとん

ど受け入れてもらえないと。コンデンサーですとか、電池であるとかいうの があれば全く受け入れてもらえないから、誰に持っていったらいいのかその 手だてさえなくなってきた。昔は建設現場でも元請けでまとめて収集して処 理していただけたのが、それは持って帰れという話になって、減量化になっ ておる。だから、それを何とかしてくれないかということで業界単位でまと められたものに対して、非常に私どもとしてはコストパフォーマンスが悪い んですが、それは業界、中小、私ども業者としては中小事業者ですので、中 小事業者同士の連携ということで、協同組合単位で向こうで集めていただく と、集積していただく、その組合単位で集積していただいて、なおかつ有害 物なんかを事前に分別していただいて、出すものは全て分別していただいて 処理しやすい形にして持ってきていただくということであれば、例外的にか なり、私どもの業界の常識から見ればかなりお安い値段で受けましょうとい うことで成立した経緯がございます。ただ、その場合、電気工業界というのは非常に多種多品目の廃棄物が出てくるんですが、もう少し中小零細もです ね、業種別に見ていけば、整頓しやすくてまとまったロットに、協同組合単 位あるいは事業所単位でですね、まとめれることができるのではないか。あ るいは協同組合で、同業者の協同組合で収集運搬の許可をお取りになって、 その特定的に集められるという手もありえるんじゃないかと私はそういうふ うにイメージしております。で、そういうこともプロセスの中でロットが集 まる、またそこからそこで簡単な前処理的な中間処理ができるということで あれば、運送コストもですね、また軽減できるのではないかと。私は、ちょ っと、後藤委員なんかが製紙の方で、協同組合でやっておられるようなああ いうイメージをですね、広く県内の中小零細の方々に県の廃棄物セクション と産業セクションが協同して呼びかけていけば、かなり不法投棄の温床とな るような不適正事案というのは排除できて、なおかつ現況よりはコスト面で 有利になるのではないかと思っております。あと、そういう前提条件の中で 市町村にもですね、コントロールされた状況の中であれば、市町村としても 併せ産廃の処理というのも受け入れる余地が、そういう中では出てくるじゃ ないかと思います。以上です。

委員長

ありがとうございました。具体的に今、そういった対策につながるような 意見だったと思うんですね。環境生活部次長どうぞ。

環境生活部次長

各委員からお話いただきましたとおり、今回の調査ですと、業態毎の分析というのが出来ておりませんので、先程来お話がありましたように、個別の企業さんがどこの場所にあって、どういう販路というか収集運搬のルートで、どういう処理形態の、というのは個別の業態毎にまた様々であります。そういった点について県の方でも産業部局とですね、環境部局の方で一緒になりまして、各組合さん、業態毎の組合さんにおそらく聞き取りをするというところから始まることになると思います。全ての業態と言うわけにはいかないかもしれませんが、まずできるところから、次に開催させていただくまでにまずは可能な範囲で情報収集をして、どういう流れでどういう処理をしていて、コストがどれくらいかかっているのかということを聞き取れるところがあれば、情報収集をして提供させていただきたいと思います。

委員長

零細企業について聞き取ろうということでやっていただきたいと思います。 時間が来ました。それでちょっと傍聴人の方々の、今回区切りのいい5回目 の委員会のお話を聞いてですね、どういうような意見を持っておられるか、 どなたか、はいどうぞ。

傍聴人

すいません。○○と申します。今の話にちょっと関係するんですけれども、ワーキンググループで作業部会、下部部会みたいなものっていうこともさっきちょっとイメージされてて、そういった情報が、数値も含めた情報が収集されないとその先進まないと。全く本当にそのとおりだと思うんですが、その時にですね、業界団体等というようなお話が出て、それはそれで必要だと思うんですが、ただ業界にも入らない、あるいは一応名目上入っていてもとてもそこに出席をして意見を述べるようですらない、私の近所でも、例えば、従業員3人とかですね、実は家族だけでやっているとかっていうのはいっぱいあります。そうしたところでの意見っていうか、ニーズを把握しないと実は不法投棄とか不適正処理に繋がっているところも見えてこないんではない

か。それから、もう一つは地域住民の意思の、数値化されないかもしれない けど、悲鳴、不適正処理されてしまったところの、そういったことも汲み上 げるルートがないと、じゃあどうしたらいいんだろう、どういうふうな解決 策を考えていくのかということについて、やっぱ言ってみれば排出する側と か処理するそういう業者さんの見方だけではたぶん足りないだろうと思うん ですね。そこのところ非常に難しいと思うんですが、そこをちょっと考えて いただきたいなというふうに思いました。そしてですね、結局不適正処理と 関係するのですけれども、今日のまとめの中でも3Rのうちのリサイクルは 非常に言及されました。しかし、リサイクルという名前で堂々とリサイクル 商品としてとんでもない話があったのが、典型的なフェロシルトの問題。リ サイクルがあれば素晴らしいことかといえば、そうでもないわけですね。あ る意味ではリサイクルよりも、リユースとリデュースって言うんですか、そ っちの方が重要じゃないかと思うのに、何故かリサイクル、リサイクルとい う話になってそれが最悪のケースの一つとしてのフェロシルトみたいなもの に結びついていくとしたら、この産廃の問題をリサイクルに直結することに 関しては、私は不安を感じております。非常に感想的なものですけれど、今 後作業部会等を設けるとすれば、そうしたなかなか掬い上げがたい議論、そ の業界団体にもなかなか反映されない、あるは数値化されない地域住民の様 々な意見、これをどういうふうにしていくのかということも是非ご検討いた だきたいと思いました。以上です。

委員長

貴重な意見ありがとうございました。もう一人だけ。

傍聴人

地域住民でちょっと悲鳴をあげつつあるところの、曽木というところから 来ました○○と申します。例えばですね、硫酸ピッチの不法投棄が相次いで ますよね。あれはもう始めから犯罪行為ですけれども、勝手に作っておいて もう埋めるということが前提です。これに対してはどうするのかとかね。だ から私が提案したいのは、今ある産廃っていう過去から現在、未来、未来は ちょっと無理ですが、調べてもらいたいんです。もう町内至る所にいっぱい あるんですよね、そういう産廃。それを徹底的に調べることでどこに問題が あるのかっていうことがはっきりわかるんじゃないでしょうか。調べ方です が、こちら、こちらもそうですが、こちらの方から、逆の方からやっていけ ばその背景が良く見える。こういうものが多くなっているのは先ほど申し上 げました硫酸ピッチの問題であったり、それから家電が捨てられていたり、 それからOA機器が捨てられていたり、それから廃車ですよね、ナンバープ レートを外した、それからほんのちょっとした沢なんかに廃棄物、建築廃棄 物、ぐちゃぐちゃになったそれがある。それから引越屋さんがその解体する 時にフレコンバックに一杯詰めたのが置いてある。様々な要因があるもので すから、是非この場で住民の意見ももちろん掬い取っていただきたい。それ から、不法投棄の出た事案を徹底的に調べていただきたい。過去の分も遡っ てというふうに提案したいと思っています。

委員長

はい、どうもありがとうございました。貴重な意見をいただきました。時間がオーバーして今回もいってしまっている。様々な問題がありましたが、今日はこういう形でまとめていきたいと思います。

西寺委員

一つだけよろしいですか。

委員長

はい。

西寺委員

お詫びを申し上げなければいかんということですが、市長会の会長という立場で、委嘱でここに来ているのですが、議論を聞いておればおるほど、しんどい、とても片手間でやれるような話ではないということがありまして、市長会で話しあってみえると思うのですが、もしこの委員会が継続されていて、市長会に代表を送れということであれば、実際現実にその産廃の問題で今苦労してみえる市長さんだとか、そこの担当者であるとか、そういう人が出てきてきちんと議論に参加した方がいいだろうというふうに思うんで、その辺を次の委員会の時には考えていただければありがたい。

委員長

わかりました。

西寺委員

はい。

清水委員

同じくあれですが、環境市民ネットワークというところから自然環境保全団体としておるんですけれども、やはり非常に専門性の高い委員会とかいろするところがありましたので、第1回にも私申しましたが、多くの人の知恵を集める工夫を何とかしていきたいと。一部の方々の意見と言ってはいけないですけれども。ということで、できるだけ、傍聴の方の提案もありましたけれども、住民側の方も含めて公開の、何回か参考人の意見を聞いていただくとか、そういうような機会を積極的につくって、この産廃の問題っていますか、処理のことについて、適正処理について県民みんなで考えていくという土壌をつくって、排出抑制を進めるような岐阜県にしていくというふうな、そういう目標みたいなものをつくっていければいいなというふうに思っております。

委員長

はい。

西寺委員

申し訳ない。いいですか。

委員長

はい。

西寺委員

これからの処理施設を建設するかしないかは別としてもですね、多治見市 に寿和工業の処分場が現実にある。その残量がある間は、県はほとんど任せ っぱなしという感じだったですね。それが逼迫してきたら、例の地球村の話 がでてきて、失敗すると結局は多治見で拡張するというそういう図式になっ てて、多治見市はずっとおつきあいしているわけです。今度もまたきちんと やらないと、また多治見で拡張しましょうという話になりかねない。だから、 産廃を本当に県がどうするのかということを、この場の検討委員会の意見も 参考にされるのでしょうが、きちんと方針を決めた上で、皆さんもそういう それぞれについて考えてもらいたいと思いますし、その、これ最後だから、 たぶんもう私辞めますので、発言の機会がないのであれですが、その県がど うするんだという基本的なスタンスを決めてもらわないと、多治見市がずっ と寿和工業とおつきあいをするという話になって、いつまでも地域の人もい いよとは言わないという、そういうことが出てくるので、そこのところは県 が主体性をもって頑張って欲しいというのが、私のこれまでの経験からいう ところで、そういうためにもこの検討委員会、がんばっていただきたいなと 思います。

委員長

はい。それでは一応これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

事務局

次回の予定です。今年度はこれで終了ということでございますが、来年度また検討委員会をよろしくお願いいたします。日時はまだ決まっておりませんが、委員長、副委員長とご相談の上、4月末から5月にかけて開催をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会 第 5 回 委 員 会 出 席 者 名 簿

■委 員

【出席委員】

堀内孝次(岐阜大学応用生物科学部教授)

守富 寛(岐阜大学大学院工学研究科教授)

清水佳子 (環境市民ネットワークぎふ副代表)

田辺桜子(NPO法人ごみGネット)

兼松秀代(放射能のゴミはいらない!市民ネット・岐阜代表)

加藤光貞(岐阜地域産業廃棄物処理推進協議会会長)

前田守廣 (社団法人岐阜県建設業協会副会長)

後藤利夫 (社団法人岐阜県産業環境保全協会副理事長)

森朴繁樹 (岐阜県産業廃棄物処理協同組合理事長)

西寺雅也(岐阜県市長会会長)

【欠席委員】

谷口 尚(岐阜県町村会会長)

出席者数:10名

欠席者数: 1名

■事務局

横井 篤(岐阜県環境生活部長)

細田大造 (岐阜県環境生活部次長)

古田常道 (岐阜県環境生活部廃棄物対策課長)

小林政人 (岐阜県環境生活部不法投棄監視課総括管理監 (課長代理))

市川信夫(岐阜県環境生活部廃棄物対策課総括管理監)

佐伯秀紀 (岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐)

大坪敬明 (岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐)

馬淵 保(岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐)

ほか事務局担当者